

事務連絡
令和3年6月23日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の取扱いについて

「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付要綱」第4の基準額のうち、時間外及び休日の取扱いについては、令和3年4月30日事務連絡で案としてお知らせしたところですが、今般、令和3年6月23日付け厚生労働省発健0623第18号厚生労働事務次官通知にて正式に通知することとなりましたので、改めて「接種費用の上乗せ」に係る取扱いについて別紙のとおり周知いたします。

接種費用の上乗せについて

○時間外等加算相当分

- ・ 時間外 730円 (2,070円 → 2,800円)
- ・ 休日 2,130円 (2,070円 → 4,200円)

※それぞれ税別単価であり、支払う際には税込み価格とする。

○適用期間

令和3年4月1日～（当面の間継続）

○休日の定義

- ・ 日曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する国民の祝日

※ 上記以外で平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日も休日とする。なお、自治体が設置する接種会場については、土曜日は通常休日とされていることを踏まえ休日とする。

※ 上記に診療時間を割り当てている医療機関においても、終日休日とする。

○時間外の定義

休日以外の日で、平素から当該医療機関が定めている診療時間（看板等に掲げているもの）以外の時間